

65歳以上で退職した方の退職等年金給付に係る提出書類 スタート

Q1 平成27年10月以降かつ65歳以上では、初めて公務員を退職しますか？

はい

いいえ

Q2 平成27年10月以降に1年以上引き続き組合員期間を有していますか？

はい

いいえ

〔退職等年金給付を受給できません。請求書の提出は不要です。〕

Q3 前回退職した際に退職等年金給付を受給しましたか？

繰下げを希望した

受給した

〔内容確認後、手続き書類を案内しますので、熊本県市町村職員共済組合年金課までご連絡ください。〕

Q5 70歳以上ですか？

はい

いいえ

Q4 有期年金は一時金を選択しましたか？

はい

いいえ

㊦に進む

㊧に進む

Q6 繰下げ請求を検討しますか？

検討しない

検討する

Q7 有期年金は一時金を選択しますか？

一時金を選択する

一時金を選択しない

㊨に進む

㊦に進む

㊩に進む

㉗の場合の提出書類

- 退職年金決定請求書
- 退職所得の受給に関する申告書
- 退職金に係る源泉徴収票

㉘の場合の提出書類

- 退職年金決定請求書

㉙の場合の提出書類

- 請求書の提出は不要です。(共済組合が用意する『繰下げ希望に係る確認書』をご提出いただくこととなりますので共済組合へご連絡ください。)

㉚の場合の提出書類

- 退職年金決定請求書
- 退職年金 退職改定請求書
- 退職所得の受給に関する申告書

(有期年金の一時金を選択しない場合は不要です。)

- 退職金に係る源泉徴収票 (有期年金の一時金を選択しない場合は不要です。)

㉛の場合の提出書類

- 退職年金 退職改定請求書